

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	存続厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費			担当部局庁	年金局	作成責任者				
事業開始年度	昭和61年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 度山 徹				
会計区分	年金特別会計厚生年金勘定									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第84条第2項、第3項、第85条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第5条第1項、第38条第1項及び同法による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第30条第1項、第3項			関係する計画、通知等	・「存続厚生年金基金等給付費負担金交付要綱」(平成27年3月27日厚生労働省発年0327第18号) ・「存続厚生年金基金等給付現価負担金交付要綱」(平成27年3月27日厚生労働省発年0327第19号)					
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用については、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と存続厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、当該部分を「政府負担金」として交付する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から存続厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、最低責任準備金(存続厚生年金基金が代行部分について確保することを義務付けられている積立金)が、過去期間代行給付現価額(将来見込まれる代行給付の費用を現在価値に割り戻したものの)の1/2を下回っている場合に、当該下回っている額の一部を給付現価負担金として交付する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、存続厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。 ・「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)等に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(3月)する。									
実施方法	負担									
予算額・執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	139,721	214,839	210,383	212,445				
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	▲ 0	-				
	計		139,721	214,839	210,383	212,445	0			
	執行額		126,152	153,506	153,506					
執行率 (%)		90%	71%	73%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績						
	本経費は、存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金(代行給付)の費用のうち、政府が負担することとされた政府負担金等であり、定量的な目標を設定できない。			存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金(代行給付)の費用のうち、政府が負担することとされた政府負担金等を適切に交付する。 25年度 交付金額 1,262億円 件数 561件 26年度 交付金額 1,535億円 件数 525件 27年度 交付金額 1,535億円 件数 525件						
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金(代行給付)の費用のうち、政府が負担することとされた政府負担金等を適切に交付する。	存続厚生年金基金等に対し、着実に交付する。	実績	億円	1,262	1,535	1,535	-	-	
			目標値	億円	1,397	2,148	2,104	-	2,124	
			達成度	%	90%	71%	73%	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	存続厚生年金基金等に対し、着実に交付する。			活動実績	件	561	525	525	-	
				当初見込み	件	-	-	-	257	

単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込						
	本経費は、存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金(代行給付)の費用のうち、政府が負担することとされた政府負担金等について、存続厚生年金基金等へ交付するものであり、単位当たりコストの算出に なじまない。							単位当たり コスト	-	-	-	-	-	
								計算式	-	-	-	-	-	
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由										
	存続厚生年金基金等給付費等負担金	212,445												
	計	212,445	0											
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	IX 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること												
		施策	1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること											
	政策評価	定量的指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度				
		測定指標	実績値						-	-	-	-	-	
			目標値						-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係													
	上位施策を達成するために、存続厚生年金基金等に対し、着実に交付する。 また、本経費は、存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金(代行給付)の費用のうち、政府が負担することとされた政府負担金等であり、測定指標を設定できない。													
	改革項目	分野:	-	-										
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度			
			成果実績				-			-	-	-	-	
目標値			-	-	-		-			-				
達成度			%	-	-	-	-	-						
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)			単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度				
		成果実績				-			-	-	-	-		
	目標値			-		-			-	-	-			
達成度			%	-	-	-	-	-						
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係														
-														

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金(代行給付)の費用のうち、政府が負担することとされた政府負担金について存続厚生年金基金等へ交付する事業等であり、国民生活の安定が損なわれることを防止することを目的とする公的年金事業の一環であるため、必要不可欠な事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業を安定的かつ継続的に行うために、国の責務において実施することが必要不可欠である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、国民生活の安定が損なわれることを防止することを目的とする公的年金事業の一環であり、法律に基づき、国の責務において実施すべき優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	厚生年金保険法等に基づき、被保険者や被保険者であった者等への保険給付に充てるための費用であり、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	厚生年金保険法等に基づき、被保険者や被保険者であった者等への保険給付に充てるための費用であり、必要な経費に限定されている。
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	対象基金の減等により、当該負担金の交付が予定を下回ったため。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	代替指標の実績は目的に見合ったものになっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
関連事業	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績はほぼ見込みどおり推移している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
点検・改善結果	点検結果	「存続厚生年金基金等給付費負担金交付要綱」に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、存続厚生年金基金等が支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付する。 「存続厚生年金基金等給付現価負担金交付要綱」に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書を審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付する。	
	改善の方向性	引き続き、迅速な支払いに努めるとともに存続厚生年金基金等への給付費負担金等の支払いに支障をきたさぬように、過去の支払実績等を踏まえ、必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を行うなどの取組を進める。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			
1. 事業仕分け ①実施年月日…平成22年10月28日 ②事業番号…A-9 ③評価結果…<枠組みのあり方(主体・区分経理)> 新たな制度設計の中であり方を検討 <資金のあり方(積立金の取扱い)> 新たな制度設計の中であり方を検討(年金制度の持続性や年金財政についての正直な現状分析に立って議論すべき)			
2. 提言型政策仕分け ①実施年月日…平成23年11月23日 ②事業番号…B5-5 ③評価結果…現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。制度を長続きさせるための取組について理解を求めるためにも、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。			
④対応状況…特例水準については、平成25年度～平成27年度において解消された。			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	828	平成23年度	735	平成24年度	649	
平成25年度	798	平成26年度	800	平成27年度	811	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

(厚生年金保険法等に基づく、存続厚生年金基金等に対する給付費等負担金の交付)

153,506百万円(平成26年度執行額)

A. 存続厚生年金基金等(525)

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

